

獨協埼玉中学高等学校応急奨学金規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、獨協埼玉中学高等学校に在学する生徒を対象とした応急の奨学金の援助について定めるものである。

（受給資格）

第2条 奨学金は、人物良好で修学の意思がありながら、次の各号の一に該当し、学業の継続が著しく困難と認められる生徒に対し給付する。

(1) 主たる家計支持者の死亡若しくは重度の心身障害により、授業料の納入が困難となった者

(2) 主たる家計支持者の病気、事故または破産等により、授業料の納入が困難となった者

（奨学金の給付）

第3条 奨学金の給付は1回とする。

（奨学金の額）

第4条 奨学金は30万とする。ただし、高校三年次の場合は、二学期出願者には20万、三学期出願者には10万とする。

2 ただし、国の就学支援金受給額、埼玉県私立高等学校等の父母負担軽減事業補助受給額、埼玉県私立中学校等修学支援実証事業補助金受給額、東京都授業料軽減助成金受給額および本奨学金受給額との合計額が、当該年度の授業料を超える場合は、授業料を上限とする。

（出願）

第6条 この奨学生の出願は随時受け付ける。ただし、高校三年次の場合は、1月末までとする。

（提出書類）

第7条 奨学生出願者は、次の各号の書類を提出する。

(1) 所定の願書

(2) 経済状況等を記載した書類

(3) その他本校が必要と認める書類

（採用通知）

第9条 奨学生に採用された生徒については、本人及び保護者に通知する。

（資格取消し）

第10条 奨学生で次の各号の一に該当する場合は、奨学生の資格を取消し、奨学金の返還を求めることができる。

(1) 休学若しくは退学した場合

(2) 懲戒処分を受けた場合

(3) 願書及び提出書類に虚偽の記載をした場合